

こんなときは、こんな届け出を！

☎ 町民課 年金係 ☎(232)4914
 ☎ 熊本西年金事務所 ☎(355)3261

就職や転職、結婚、退職などで国民年金の加入の仕方が変わります。
 届け出の内容で届け出先が異なりますのでご注意ください。
 届け出に必要な添付書類は、届け出先にお問い合わせください。

| こんなとき | どうする | 届け出先 |
|---|-----------------------------------|--|
| 20歳になったとき | 厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする | 第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先 |
| 会社を退職したとき | 国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様の手続き) | 市区町村・年金事務所 |
| 結婚や退職などで配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき | 第3号被保険者への種別変更の手続きをする | 配偶者の勤務先 |
| 配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき | 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする | 市区町村・年金事務所 |
| 配偶者(第2号被保険者)が会社を変わったとき | 引き続き第3号被保険者となる手続きをする | 配偶者の新しい勤務先 |
| 年金手帳をなくしたとき | 再交付の手続きをする | 第1号被保険者→市区町村・年金事務所 第3号被保険者→配偶者の勤務先 |
| 口座振替を開始・停止・変更するとき | 口座振替納付(変更)申出書を提出する | 銀行・郵便局など取扱金融機関・年金事務所・市区町村 |
| 納付書を紛失したとき | 納付書の再発行を申し出る | 年金事務所 |
| 保険料を納めるのが困難なとき | 保険料免除の申請をする | 市区町村・年金事務所 |
| 30歳未満で保険料を納めるのが困難なとき | 若年者納付猶予の申請をする | 市区町村・年金事務所 |
| 学生で保険料を納めるのが困難なとき | 学生納付特例の申請をする | 市区町村・年金事務所 |
| 65歳になったとき | 老齢基礎年金の受給手続きをする | 第1号被保険者期間のみ→市区町村・年金事務所 第3号被保険者期間を含む→年金事務所 |
| 障がいになったとき | 障害基礎年金の受給手続きをする | 初診日に第1号被保険者→市区町村・年金事務所 初診日に第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいになった場合→市区町村・年金事務所 |
| 加入中に死亡したとき | 国民年金加入中→遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求 | 市区町村・年金事務所 |
| 定額以上の保険料を納めたいとき | 付加保険料の手続きをする 国民年金基金に加入する | 市区町村・年金事務所 国民年金基金 ☎0120(65)4192 |
| 受給資格期間(原則として25年)を満たしていない、満額に近づきたい、海外に在住しているとき | 任意加入の手続きをする | 年金事務所 市区町村 |

※第1号被保険者 自営業、農林漁業、アルバイト、無職の人、学生などで20歳以上60歳未満の人
 ※第2号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
 ※第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

還付金詐欺にご注意ください

☎ 総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

県内で「医療費や国民健康保険税の還付金があるため、振り込みの手続きをしてほしい」といった内容の不審な電話があったという情報が寄せられています。役場が直接A T Mの操作をお願いしたり、書類を提出していないのに電話で口座番号を聞いたりすることはありません。少しでもおかしいなと思った時は、振り込む前にご相談ください。

【事例1】

「役場の〇〇課です。過去の過払い金を返します」との電話があり、銀行口座を聞かれた。「印鑑など必要なものがあるだろうから、今から役場に行きます」と答えたところ、即座に無言で電話を切られた。

【事例2】

「県庁7階にある社会保険福祉部からです。過払い金が10年分で4万円あります。携帯電話を持ってコンビニに行って、そこで待ってくださった指示をします」との電話があった。

被害に遭わないためには

医療費や国民健康保険税の還付金は必ず通知を送りし、提出していただいた書類を基に振り込みをしています。直接A T Mの操作をお願いすることはありません。また、書類の提出をしていないのに口座番号を聞くこ



ともありません。少しでもおかしいと感じた場合は、すぐに行動しないで、連絡先を聞いて確認する時間を作ってください。また、相手の言った連絡先が正しいと思わず、ご自身で電話番号を確認し、関連機関にお問い合わせください。菊陽町役場は全て☎(232)2111の代表番号から各担当課に電話が繋がります。菊陽町役場職員と名乗る相手からの連絡で、少しでもおかしいと感じたら所属課と名前を確認し、お問い合わせください。

年金出張相談所を開設します

年金相談は、個人のプライバシーに関わることです。年金事務所では、本人確認を行い、相談を受け付けています。最寄りの会場と相談日は次のとおりです。相談会場の待ち時間が長時間に及ぶことが予想されますので、必ず予約をしてください。

■日時
 4月16日(水) 午前10時～午後3時
 5月21日(水) 午前10時～午後3時
 6月18日(水) 午前10時～午後3時

■場所 大津町役場
 ※その他、熊本市や菊池市などにも開設所がありますので問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ
 大津町役場 住民課 ☎(293)3112
 菊陽町役場 町民課 ☎(232)4914

生きがい・運動教室「ミニデイ」に参加しませんか

家に閉じこもりがちな一人暮らしの人などを対象に、さまざまな施設を活用した生きがい・運動教室を開催しています。気軽にご参加ください。見学もできます。

■場所 月曜日 福祉支援センター
 火曜日 ふれあい交流・福祉支援センター
 水曜日 東部町民センター
 木曜日 福祉支援センター
 金曜日 三里木町民センター

■教室の流れ(例)
 午前10時 お迎え
 午前10時30分 体操など
 正午 食事、休憩
 午後1時30分 レクリエーションなど
 午後3時30分 送迎

■対象者 町内在住のおおむね65歳以上の人
 ■費用 参加費700円(食事・おやつ代、送迎代を含む)
 ■申込方法 電話か窓口で申し込む
 ■問い合わせ 社会福祉協議会 ☎(232)3593
 介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366